

東京都板橋区地区計画の区域内における地区施設又は後退空地整備要綱

(昭和 63 年 1 月 29 日区長決定)

改正 平成 7 年 3 月 20 日 6 板都地第 122 号

改正 平成 15 年 2 月 21 日 14 板都地第 182 号

改正 平成 26 年 12 月 19 日 26 板都都第 212 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画が定められた区域内における地区施設又は後退空地の整備を促進し、もって良好な地区環境の形成に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区計画 法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に定める地区計画をいう。
- (2) 地区施設 法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に定める地区施設をいう。
- (3) 後退空地 地区計画で定める建築物の壁又はこれに代わる柱の位置の制限（以下「壁面の位置の制限」という。）が定められた土地で、歩行者空地として一般の通行の用に供される当該土地の部分をいう。
- (4) 届出 地区施設又は壁面の位置の制限が定められている土地に係る法第 58 条の 2 第 1 項に規定する届出をいう。
- (5) 事業者 届出を行う者をいう。

(事前協議)

第 3 条 区長は、届出があった場合において、整備の助成を行うときは、当該届出に係る事業者と次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 整備に係る土地の区域
- (2) 整備の内容及び方法
- (3) 地区施設又は後退空地の管理の区分及び方法
- (4) その他必要事項

(管理の区分)

第 4 条 地区施設又は後退空地の管理は、事業者が行うものとする。ただし、前条の規定による協議において、必要があると認めるときは、区が行うことができる。

(整備の助成内容)

第 5 条 区長は、地区施設又は後退空地について第 3 条の規定による協議が整った場合は、予算の範囲内で次の各号に定める助成を行うことができる。

- (1) 地区施設 区が事業者に代わって行う整備工事助成
  - (2) 後退空地 別に定める基準に基づく助成金による助成
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、事業者にやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号に定める助成を行うことができる。
- (1) 地区施設 区長がその都度決定した額による助成金による助成
  - (2) 後退空地 区が事業者に代わって行う整備工事助成

(適用の除外)

第 6 条 前条の規定による助成は、地区施設又は後退空地の整備が次の各号のいずれかに該当するときは、行わない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体の行う整備
- (2) 法第 29 条の許可を受けて行う開発行為による整備
- (3) 国又は都の補助対象となる整備又はこの要綱以外により同種の助成等を受ける整備
- (4) 板橋区大規模建築物等指導要綱（平成 11 年 3 月 26 日区長決定 以下「指導要綱」という。）による整備
- (5) 特別区民税（法人分を含む）及び軽自動車税を滞納している事業者の行う整備

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である事業者の行う整備

(管理義務)

第7条 事業者は、整備の完了した地区施設又は後退空地を良好に維持管理するものとし、掘削その他の工事を行い、又は他人に行わせるときは、あらかじめこの要綱の施行細則で定める事項を区長に届け出なければならない。

(是正の勧告)

第8条 区長は、地区施設又は後退空地で整備の完了したものについて、適切な維持管理がされていない場合には、当該所有者又は維持管理の責任者等に是正の勧告を行うことができる。

(用地の取得等)

第9条 区長は、地域の特性又は地区計画の区域及びその周辺における公共施設の状況等から、早期に整備を実施することにより当該地区計画の目的の達成に著しく寄与すると認める地区施設について、当該整備に要する用地を、予算の範囲内において、有償により取得することができる。

(届出の不要な整備等に対する要綱の規定の準用)

第10条 この要綱の規定は、壁面の位置の制限が定められている土地につき、当該土地の所有者等が地区計画の目的に即して自主的に届出を要しない地区施設又は後退空地の整備を行うおうとする場合で、当該土地の所有者等から区長にその旨の申出があったときについて準用する。この場合において、第3条中「届出」とあるのは「申出」と、第3条から第5条までの規定及び第7条中「事業者」とあるのは「申出をした者」と読み替えるものとする。

(表示板の設置)

第11条 整備の完了した区長が必要と認める地区施設又は後退空地の所有者又は維持管理者の責任者等は当該地区施設、後退空地又はこれらに面する場所に、板橋区が交付する表示板を設置するよう努めなければならない。

(緑化された歩行者優先通路の緑化条例等における取扱い)

第12条 地区施設のうち緑化された歩行者優先通路の面積は、東京都板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年東京都板橋区条例第36号)又は指導要綱に基づいて緑地として整備する面積に算入することができる。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

付則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付則

1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に事前協議が整っている案件については、なお従前の例による。

付則

1 この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に事前協議が整っている案件については、なお従前の例による。